

介護老人福祉施設
特別養護老人ホーム 氷見鶴寿苑

重要事項説明書

<令和 年 月 日現在>

1 事業者（法人）の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 三福
代表者名	理事長 福田 英道（ふくだ ひでみち）
所在地・連絡先	（住所）氷見市鞍川1902-4 （電話）0766-72-2310 （FAX）0766-72-2312
設立年月日	平成25年4月1日

2 事業所（ご利用施設）

施設の名称・種類	小規模特別養護老人ホーム 氷見鶴寿苑 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 事業所番号 1690500150
所在地・連絡先	（住所）氷見市鞍川1902-4 （電話）0766-72-2310 （FAX）0766-72-2312
開設年月日	平成26年7月1日
施設長名（管理者）	今地 剛（いまち たけし）
利用定員	29名

3 施設の目的及び運営方針

(1) 施設の目的

地域密着型施設サービス計画に基づき可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他日常生活の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入所者様がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう目指します。

(2) 運営方針

多様な福祉サービスがその利用者様の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者様が個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援します。

(3) その他

事 項	内 容
施設サービス計画の作成及び事後評価	担当の介護支援専門員が、利用者様の直面している課題等を評価し、希望を踏まえて、施設サービス計画を作成します。 (施設サービス計画の作成にあたり、その基礎となる調査にご家族様には多少なりともお時間をいただくことをご了承願います。) また、サービス提供の目標の達成状況等を評価し、その結果を書面(サービス報告書)に記載してお客様に説明のうえ交付します。
従業員研修	施設内で業務に関する研修を行います。
防災、消防避難訓練	年2回 夜間、昼間時の自然災害、施設火災を想定した避難訓練を実施します。

4 施設の概要

(1) 構造等

敷 地	2 5 7 8 . 8 5 m ²	
建 物	構造	鉄骨造り 3階建て
	述べ床面積	2 6 1 4 . 7 2 m ²
	利用定員	特養 2 9 名 短期入所 7 名

(2) 居室

居室の種類	室数	面積(一人あたりの面積)	備考
ユニット型個室	特養 29	361.8 m ² (12.0~12.6 m ²)	全室ナースコールを設置
	短期入所 7	87.0 m ² (12.0~12.6 m ²)	

居室の変更 ご契約者から居室変更の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者・ご家族等と協議のうえ決定するものとします。

(3) 主な設備

当施設では、以下の居室・設備をご用意しています。

設備	室数	面積(一人あたりの面積)	備考
共同生活室(食堂)	特養 3	134.46 m ² (4.63 m ²)	定員 29名
	短期入所 1	44.82 m ² (6.40 m ²)	定員 7名
交流スペース (機能訓練室)	2	50.14 m ² (1.39 m ²)	2階 理美容 3階 喫茶
浴室	個浴 4	35.34 m ²	介助リフト 2台
	特浴 1	16.63 m ²	
医務室	1	8.05 m ²	
家族宿泊室	1	12.60 m ²	

5 施設の職員体制

指定基準を遵守し、以下の職種を配置しています。(以下、職員の配置状況)

従業者の職種	人数(人)	指定基準(人)	職務の内容
施設長(管理者)	1(兼務)	1	事業全体の統括
生活相談員	1(兼務)	1	入所者との相談窓口
介護職員	12	9	介護の提供
看護職員	1	1	健康管理
医師	1		健康管理・指導
管理栄養士	1(兼務)	1	献立表の作成・栄養管理・指導
機能訓練指導員 (看護職員兼務)	1		日常生活機能の低下防止の為の訓練
介護支援専門員	1(兼務)	1	ケアプランの作成・管理

6 職員の勤務体制

従業者の職種	勤務体制	休暇
施設長	正規の勤務時間帯（8：30～17：30） 常勤兼務で勤務	週休2日
生活相談員	正規の勤務時間帯（8：30～17：30） 常勤兼務で勤務	土、日
介護職員	早番（7：30～16：30） 日勤（8：30～17：30） 遅番（9：00～18：00） 夜勤（16：30～9：00） *昼間帯（07：00～18：30）は、原則として各ユニット職員1名以上の配置をします。 *夜間帯（18：30～7：00）は、原則として2ユニットごとに1名以上の配置をします。 *常勤のユニットリーダーを配置します。	週休2日
看護職員	正規の勤務時間帯（8：30～17：30） 常勤兼務で勤務	週休2日
医師	嘱託	
管理栄養士	正規の勤務時間帯（8：30～17：30） 常勤兼務で勤務	週休2日
機能訓練指導員 （看護職員兼務）	正規の勤務時間帯（8：30～17：30） 常勤兼務で勤務	土、日
介護支援専門員	正規の勤務時間帯（8：30～17：30） 常勤兼務で勤務	週休2日

7 施設サービスの内容と費用

（1）介護保険給付対象サービス

ア サービス内容

種類	内容
栄養管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 栄養士が、栄養と利用者様の身体状況に配慮したバランスに富んだ献立表を作成し、食事を提供します。 ・ 必要に応じ、医師が発行する食事箋に基づき、適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食、腎臓病食、心不全及び特別な場合の検査食を提供します。 ・ 利用者の自立支援のため離床し、ホールにて提供するよう配慮します。 （朝食7：30～・昼食12：00～・夕食17：30～）
排泄	利用者様の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立を促すため、身体能力を最大限活用した適切な援助を行います。

入浴	週 2 回の入浴又は清拭を行います。寝たきり等で座位のとれない方は機械浴槽を使用して入浴する事ができます。
離床、着替え、整容等	寝たきり防止のため、出来る限り離床に配慮すると共に、生活のリズムを考え、ご本人の意思に基づいて毎朝夕の着替えを促します。 また、個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助をします。 シーツ交換は週 1 回、寝具の消毒は業者への委託により適宜実施します。
機能訓練	機能訓練指導員（看護資格）により入所者様の状況に適した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するよう努めます。
健康管理	医療を必要とする場合は、原則として当苑の嘱託医が週 1 回の診察日を設けます。診察日以外でもご心配なときはいつでも診察を受け付けます。また、協力医療機関による年 1 回の検診により、入所者様の健康管理に努めます。精密検査や入院治療が必要な場合、外部の医療機関に診療等を受ける事ができます。通院する場合は、その介添えについて出来る限り配慮します。ただし、協力医療機関での優先的な診療、入院治療を保障するものではありません。また、協力医療機関での診療・入院治療を義務づけるものではありません。 日常的には、看護職員を中心に健康管理を行います。
レクリエーション等	当施設では、カラオケ ビデオ鑑賞などの娯楽設備を整えております。
相談及び援助	入所者様とご家族様からのご相談に応じます。

イ 費用

原則として別に記載する利用者様負担金の内容となります。利用者様負担額減免を受けている場合は、減免区分に応じた負担額となります。

介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により事業者へ直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、サービス利用料金の 10 割（単位数×10 円）をお支払いただきます。利用料のお支払いと引き換えにサービス提供証明書と領収書を発行します。

サービス提供証明書及び領収書は、後に利用料の償還払いを受けるときに必要となります。

8 利用料等のお支払方法

毎月、15 日までに「氷見鶴寿苑 重要事項説明書 別記」に記載の金額を基に算定した前月分の利用料等を記載した請求書を送付致します。通常 27 日に利用者様お申出のご指定口座から振り替えさせていただきます。

※振替確認後、翌月の請求書と一緒に領収書をお送り致します。

9 サービス内容に関する苦情等相談窓口

(1) 当施設における苦情の受付

当施設お客様相談窓口	窓口責任者 川口 美幸 ご利用時間 9:00～17:00 通 常：毎週月曜日～金曜日 ご利用方法 電 話：0766-72-2310 面 接：当施設 1 階相談室 苦情箱：1 階事務所前に設置
------------	--

(2) 当施設以外でのご相談や苦情の受付窓口

機 関 名	住 所	電 話
氷見市福祉介護課	氷見市中央町 12 番 21 号	0766-74-8066
富山県国民健康保険団体連合会	富山市下野字豆田 995 番地の 3	076-431-9833
富山県福祉サービス運営適正化委員会	富山市安住町 5 番地の 21	076-432-3280

10 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める消防計画に基づいて対応を行います。			
避難訓練及び防災設備	別途定める消防計画に基づいて、年 2 回夜間及び昼間を想定した避難訓練を行います。			
	設備名称	個数等	設備名称	個数等
	スプリンクラー	あり	防火扉・シャッター	あり
	避難階段	3 個所	屋内消火栓	あり
	自動火災報知機	あり	ガス漏れ探知機	あり
	誘導灯	48 個所	消火器	あり
	カーテン、布団等は防災性能のあるものを使用しています。			
消防計画等	氷見消防署への届出：変更の都度 防火管理者：今地 剛			

※非常災害に備えて、風水災害、地震等の災害に対応するための計画を作成し、非常災害時に関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。

※定期的に避難、救出、その他必要な訓練を行います。

※上記、訓練の実施にあたっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めます。

11 業務継続計画

- (1) 感染症や非常災害の発生において、ご利用者に対する介護保険サービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び、訓練を定期的実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要時において業務継続計画の変更を行います。

1.2 緊急時（事故発生時）等における対応方法

サービス利用時において、ご契約者に病状の急変又は事故等が生じた場合は、速やかにご家族、主治医又は協力医療機関へ連絡する等、必要な対応を行います。

協力医療機関等

医療機関	病院名	金沢医科大学氷見市民病院
	所在地	氷見市鞍川 1130
	電話番号	0766-74-1900
	診療科	循環器内科、消化器内科、腎臓内科他
	入院設備	あり
歯科	病院名	安達歯科医院
	所在地	氷見市朝日本町 24-1
	電話番号	0766-74-3114
	入院設備	なし

1.3 退所（契約終了）

当施設との契約では、契約が終了する期日は特に定めていません。したがって、契約書第 14 条の事由がない限り、継続してサービスを利用することができます。

しかし、以下の申し出により契約を解除できる又は退所していただく場合があります。

(1) ご契約者からの退所の申し出（契約書第 13 条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する 7 日前までに申し出下さい。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約、解除し、退所することができます。

1. 介護給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
2. 施設の管理規程の変更に同意できない場合
3. ご契約者が入院された場合
4. 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由がなく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しなかった場合
5. 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
6. 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
7. 他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの申し出により退所して頂く場合（契約書第 14 条参照）

以下の事項に該当する場合には、当施設から退所していただくことがあります。

- | |
|--|
| ① ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴について、故意にこれを告げないで、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合 |
| ② ご契約者による、サービス利用料金の支払いが 6 ヶ月以上遅延し、相当期間定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合 |
| ③ ご契約者が、故意又は過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合 |
| ④ ご契約者が連続して 3 ヶ月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合、もしくは入院した場合 |
| ⑤ ご契約者が介護老人保健施設に入所した場合、もしくは介護療養型医療施設に入院した場合 |

(3) ご契約者が病院等に入院された場合（契約書第 17 条参照）

① 検査入院等・短期入院の場合	1 ヶ月につき 6 日以内（連続して 7 泊、複数の月にまたがる場合は 12 泊）の短期入院の場合は、退院後再び施設に入所することができます。但し、入院期間中であっても入院・外泊時加算（1 日あたり 246 円）と居室に係わる費用（1 日あたり 2,066 円）をご負担いただきます。
② 期間を超える入院の場合	3 ヶ月以内に退院された場合には、退院後再び施設に入所することができます。但し、入院 7 日目以降（複数の月にまたがる場合は 13 日目以降）においても居室に係わる費用（1 日あたり 2,066 円）はご負担いただきます。
③ 3 ヶ月以内の退院が見込まれない場合	契約を解除する場合があります。この場合には当施設に再び優先的に入所することはできません。

入院の状況	施設利用料金	滞在費	食材料費
入院当日及び退院当日	通常料金	通常料金	通常料金
入院翌日から 6 日間	246 円	通常料金	不要
入院翌日から 7 日間以降	不要	通常料金	不要

入院当日及び退院当日における食材料費について、食事が提供されていない場合は費用を徴収しません。

(4) ご契約者が一時的に自宅等に外泊された場合

外泊時の利用料金は、入院時と取り扱いが同じです。

1.4 ご家族へのサービス提供

看取り時における付き添いの対応として、ご家族への宿泊・食事の提供を実費負担にて行っております。

家族宿泊室を使用の場合	宿泊費 2,066 円／泊、寝具貸与費 1,500 円
居室を使用の場合	宿泊費無料、寝具貸与費 1,500 円
食事を希望する場合	朝食 485 円 昼食 625 円 夕食 590 円

1.5 施設の利用にあたっての留意事項

来訪・面会	面会時間 9：00～16：00 来訪者は面会時間を遵守し、必ずその都度職員に届け出てください。 来訪者が宿泊される場合には、必ず許可を得てください。
外出・外泊	ご家族様からの依頼による外出・外泊の際には、行き先と帰苑時間を出来るだけ前日までに申し出て下さい。また、本人様からの急な外出や買物の依頼、あるいは職員からの提案による外出などの際には、後日ご家族様に報告させていただきます。
居室・設備・器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。 これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただく場合があります。
喫煙・飲酒	当施設敷地内での喫煙・飲酒はご遠慮ください。
迷惑行為等	騒音等他の入所者様の迷惑になる行為はご遠慮ください。 また、むやみに他の入所者様の居室等に立ち入らないでください。
所持金品の管理	所持金品は、自己の責任で管理してください。
宗教活動・政治活動	施設内での他の入所者様に対する執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。
動物の飼育	施設内へのペットの持ち込み及び飼育はお断りします。

1.6 損害賠償（契約書第18条参照）

当施設において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失があると認められた場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減免する場合があります。

1.7 身体拘束

当施設は、原則としてご利用者に対し、身体的拘束は行いません。ただし自傷他害の恐れがある場合など、ご利用者本人または、他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられる緊急やむを得ない場合は、施設長が判断し、ご家族（扶養者）に対して説明、同意のもと必要最小限の範囲内で身体拘束、その他ご利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。その場合は、当施設の医師が、そう様態及び、身体拘束の内容、目的、拘束の時間、その際のご利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。身体拘束等の適正化、防止のための対策を検討する委員会を3ヶ月に1回開催し、その結果について従業員に周知徹底を図ります。身体拘束等の適正化のための研修会を定期的実施します。

1.8 虐待の防止

当施設は、ご利用者等の人権の擁護・虐待の発生または、その再発を防止するために、次にあげる通り必要な措置を講じます。虐待防止に関する担当者を選定します。

虐待防止に関する担当者 施設長：今地 剛

成年後見制度の利用を支援します。従業員が支援にあたって悩みや苦悩を相談できる体制を整えるほか、従業員がご利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業員に周知徹底を図ります。虐待防止のための指針の整備をします。従業員に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施します。サービス提供中に、当該施設従業員または養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待をうけたと思われるご利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

1.9 ハラスメントの防止対策

就労する職員の安全確保と安心できる労働環境が維持できるよう介護現場でのハラスメント防止に向け取り組みます。施設内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は法人として許容しません。

(1) 身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為（物を投げつける・蹴る・唾を吐く等）

(2) 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、貶めたりする行為（大声を発する・怒鳴る・特定の職員に嫌がらせる・「この程度できて当然」と理不尽なサービスを要求する・施設外での吹聴・個人情報や画像、動画等の SNS 等での拡散等）

(3) 意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為（必要もなく手や腕を触る・抱きしめる・あからさまに性的な話をする等）

上記は、当法人職員、取引先事業者の方、利用者及び身元引受人などのご家族等が対象となります。（ご家族等の「等」は家族に準じる 同居の知人または近居の親族を意味します。）

・ハラスメント事案が発生した場合、法人のマニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等により同事案の再発防止策を検討します。

・職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施します。また、定期的話し合いの場を設け、施設内でのハラスメント発生状況の把握に努めます。

・ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、警察を含む関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じます。

当事業者は、重要事項説明書に基づいて、介護老人福祉施設のサービス内容及び重要事項の説明をしました。

令和 年 月 日

事業者

住所 氷見市鞍川 1902-4

事業者（法人）名 社会福祉法人三福

施設名 特別養護老人ホーム氷見鶴寿苑

（事業所番号）1690500150

代表者名 管理者 今地 剛 印

説明者

職名 生活相談員

氏名 印

私は、重要事項説明書に基づいて、介護老人福祉施設のサービス内容及び重要事項の説明を受けました。

令和 年 月 日

利用者

住所

氏名 印

代理人1

住所

氏名 印

連絡先

代理人2

住所

氏名 印

連絡先